

第 2 期渋川市耐震改修促進計画実績報告

《計画期間 平成 2 8 年度～令和 3 年度》

《 目次 》

- 1 法律と計画の経緯
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画の対象となる区域及び建築物
- 5 計画策定時の状況
- 6 耐震化の推移及び結果
- 7 耐震化を推進するための取組と実績
- 8 耐震改修を促進するための指導や命令等について
- 9 今後の課題
- 10 まとめ

第２期渋川市耐震改修促進計画実績報告

【計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日】

1 法律と計画の経緯

（１） 耐震改修促進法の経緯

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われました。そして、この地震による犠牲者の約 9 割が、住宅や建築物の倒壊等によるものと報告されています。この教訓を踏まえ、国は平成 7 年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

その後、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、熊本地震、北海道胆振東部地震などの大地震が頻発し、特に平成 23 年に発生した東日本大震災では自然災害も含め甚大な被害をもたらしました。さらに、平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震においては、塀の崩壊による被害が発生しています。これらを踏まえ、将来予想される南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下型地震については、発生の切迫性が指摘され被害は甚大なものになると想定されています。

こうした大規模な地震による建築物の倒壊等の被害から守るため、建築物の地震対策が緊急の課題とされるなか、国は、平成 18 年に耐震改修促進法を改正、東日本大震災などを背景に、平成 25 年には住宅や小規模建築物への指導・助言を追加し、要緊急安全確認大規模建築物等の耐震診断結果の報告を義務付けるなど大幅な改正を行っています。さらに、地震によるブロック塀の倒壊事故を受け平成 31 年の改正では、避難路沿道上の一定規模以上のブロック塀等について、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けることができるようになりました。

（２） 渋川市耐震改修促進計画の経緯

本市では、国の基本方針や県の計画を踏まえ、平成 20 年度に「渋川市耐震改修促進計画（計画期間 8 年）」（以下「第 1 期計画」という。）、平成 28 年度に「第 2 期渋川市耐震改修促進計画（計画期間 5 年）」（以下「第 2 期計画」という。）を策定しました。

第 2 期計画で、県では県内の緊急輸送道路の大幅な見直しを行ったことから、平成 30 年に本市においても緊急輸送道路を見直し、計画の一部改定を行いました。また、計画期間を一年延長し、平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 年間としました。

図表 1－1 本計画策定に係る経緯

年月	地震	内容		備考
昭和34年12月		建築基準法政令改正	法令全体の見直し	木造の構造基準の強化 等
昭和39年6月	新潟地震			
昭和43年3月	十勝沖地震			
昭和46年1月		建築基準法政令改正	靱性の確保とせん断補強	RC造、木造の構造基準の強化 等
昭和53年6月	宮城県沖地震			
昭和56年5月		建築基準法政令改正	新耐震基準の導入	木造の構造基準の強化 等
平成7年1月	阪神・淡路大地震			
平成7年10月		建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）公布		
平成12年6月		建築基準法法律・政令改正	性能規定化	限界耐力計算の導入 等
平成16年10月	新潟県中越地震			
平成18年1月		建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）発表		住宅、建築物の耐震化率目標 90%
平成18年6月		耐震改修促進法改正		耐震改修促進計画の策定
平成19年1月	新潟県中越沖地震			
平成19年1月		群馬県耐震改修促進計画策定		期間 平成18年～27年
平成19年6月		建築基準法法律・政令改正	建築確認・検査の厳格化	構造計算基準の明確化 等
平成20年3月		第1期渋川市耐震化改修促進計画策定		期間 平成20年～27年
平成20年6月	岩手・宮城内陸地震			
平成23年3月	東日本大震災			
平成25年10月		国の基本方針改正		住宅の耐震化率目標 95%
平成25年11月		耐震改修促進法改正		大規模建築物の耐震診断義務化
平成25年11月		建築基準法政令改正		天井脱落対策
平成27年6月		建築基準法政令改正		構造計算適合性判定の見直し 等
平成28年4月	熊本地震			
平成28年11月		群馬県耐震改修促進計画（2016－2020）策定		期間 平成28年～32年
平成29年3月		第2期渋川市耐震化改修促進計画策定		期間 平成28年～32年
平成30年6月	大阪府北部地震			
平成30年9月	北海道胆振東部地震			
平成30年10月		第2期渋川市耐震化改修促進計画改定		緊急輸送道路路線変更
平成30年11月		耐震改修促進法施行令改正		ブロック塀等の安全対策追加
平成30年12月		国の基本方針改正		
令和3年3月		第2期渋川市耐震化改修促進計画改定		計画期間1年間延長
令和3年4月		群馬県耐震改修促進計画（2021－2025）策定		期間 令和3年～7年
令和4年4月		第3期渋川市耐震化改修促進計画策定		期間 令和4年～13年

2 計画の位置付け

渋川市耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第6条に基づき、地震による建築物等の倒壊の被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、都市機能の維持を図ることを目的としています。この目的のため、国の基本方針、県計画等を踏まえ、県内で想定される地震被害や住宅・建築物の耐震化の現状などを勘案し、具体的な目標を定めることにより、耐震化の促進や減災化に取り組みます。

このように第2期計画は、上位計画となる「群馬県耐震改修促進計画」や「渋川市地域防災計画」等の関連計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するため必要な事項に関し具体的に定めたものです。

3 計画期間

第2期計画の期間は、県計画の策定期間に合わせたことから、平成28年度から令和3年度までの6年間としました。

4 計画の対象となる区域及び建築物

第2期計画の対象区域は、渋川市全域とし、対象となる建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）改正により導入された新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された住宅・建築物のうち図表4-1に示すものとししました。

図表4-1 第2期計画の対象建築物

種類		内容
(1) 住宅	① 住宅	戸建住宅、共同住宅
(2) 多数の者が利用する民間建築物	② 民間特定既存不適格建築物	民間事業者等が所有する耐震改修促進法第14条第1項に定める特定既存耐震不適格建築物
	③ 要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第3条第1項に定める建築物（病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの）
	④ 要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第7条に定める、所有者に対する耐震診断の義務化と所管行政庁によるその結果の公表が規定されている建築物
(3) 多数の者が利用する市有建築物	⑤ 市有建築物	市が所有する特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物、その他の建築物

図表4-2 耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 （法第14条 第1号～第3号）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件（法第15条）	耐震診断義務付け対象建築物の要件（附則第3条）
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積含む。）	階数2以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場の面積含む。）	階数2以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積含む。）
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		多数の者が利用する建築物 法14条第1号		
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂				要緊急安全確認 大規模建築物 法附則3条第1項
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育園		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上		
遊技場				
公衆浴場			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらの類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物 【表1-3】	危険物の貯蔵場等 500㎡以上 法14条第2号
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ 避難路沿道建築物 法14条第3号	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物			要安全確認 計画記載建築物 法7条第1～3号	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

5 計画策定時の状況

第2期計画策定時の耐震化の状況については、それぞれ次の図表に示すとおりです。

平成27年度の耐震化率について、住宅は59.5%、多数の者が利用する民間建築物は61.1%、多数の者が利用する市有建築物は92.4%という状況でした。

(1) 住宅（戸建住宅及び共同住宅を含む。）

図表5-1 平成27年度 住宅の耐震化の状況

(棟)

区分	構造	昭和56年5月以前の住宅			昭和56年 6月以降 の住宅	住宅 (合計)	耐震性を 有する住 宅	耐震化率
		総数 a=b+c	耐震性有 *1 b	耐震性無 c				
戸建 住宅	木造	15,656	1,878	13,778	17,273	32,929	19,151	58.2%
	非木造	1,381	165	1,216	1,880	3,261	2,045	62.7%
	小計	17,037	2,043	14,994	19,153	36,190	21,196	58.6%
共同 住宅	木造	251	190	61	398	649	588	90.6%
	非木造	72	54	18	352	424	406	95.8%
	小計	323	244	79	750	1,073	994	92.6%
住宅総数		17,360	2,287	15,073	19,903	37,263	22,190	59.5%

*1 国による平成14年度3月末の都道府県アンケートによる調査（耐震診断を実施したものうち、耐震性がないと判断されたものの割合）結果による推計値から。

昭和56年5月以前の住宅のうち戸建住宅12%、共同住宅76%は耐震性がある推定

（出典） 渋川市固定資産税課税台帳（平成28年1月1日現在）

(2) 多数の者が利用する民間建築物

図表5-2 平成27年度 多数の者が利用する民間建築物の状況

(棟)

区分	用途	規模要件	昭和56年5月以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 d	建築物 (合計) e=a+d	耐震性を有する建築物 f=b+d	耐震化率 (%) g=f/e
			総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c				
耐震改修促進法第14条第1項	学校（上記以外の学校）	階数3及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	1	1	1	100.0%
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3及び床面積の合計1,000㎡	1	0	1	1	2	1	50.0%
	病院、診療所		1	0	1	12	13	12	92.3%
	集会場、公会堂		1	0	1	2	3	2	66.7%
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		1	0	1	1	2	1	50.0%
	ホテル又は旅館		52	2	50	29	81	31	38.3%
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		8	0	8	9	17	9	52.9%
	事務所		5	0	5	9	14	9	64.3%
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類する幼稚園又は保育所	階数2及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	22	22	22	100.0%
	博物館、美術館又は図書館	階数2及び床面積の合計500㎡	1	0	1	1	2	1	50.0%
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	1	1	1	100.0%
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		0	0	0	2	2	2	100.0%
			1	0	1	2	3	2	66.7%
			3	0	3	19	22	19	86.4%
	総数		74	2	72	111	185	113	61.1%

(出典) 渋川市課税台帳（平成28年1月1日現在）

(3) 多数の者が利用する市有建築物

図表5-3 平成27年度 多数の者が利用する市有建築物の状況

(棟)

区分	用途	規模要件	昭和56年5月以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 d	建築物 (合計) e=a+d	耐震性を有する建築物 f=b+d	耐震化率 (%) g=f/e
			総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c				
耐震改修促進法第14条第1号	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校	階数2及び床面積の合計1,000㎡	31	31	0	18	49	49	100.0%
	体育館	階数1及び床面積の合計1,000㎡	2	0	2	5	7	5	71.4%
	集会場、公会堂	階数3及び床面積の合計1,000㎡	2	1	1	5	7	6	85.7%
	ホテル又は旅館		1	1	0	0	1	1	100.0%
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		4	4	0	5	9	9	100.0%
	事務所		2	0	2	0	2	0	0.0%
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	1	1	1	100.0%
	幼稚園又は保育所	階数2及び床面積の合計500㎡	1	0	1	1	2	1	50.0%
	博物館、美術館又は図書館	階数3及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	1	1	1	100.0%
	総数		43	37	6	36	79	73	92.4%

(出典) 建築住宅課資料（平成28年4月1日現在）

6 耐震化の推移及び結果

令和３年度の耐震化率の結果と毎年の耐震化率の推移グラフについて、それぞれ次の図表に示すとおりです。

(１) 住宅

住宅の令和３年度における耐震化率の目標は８０％としていましたが、現状は約７０％であり目標を達成することはできませんでした。

令和２年度から、昭和５６年５月末以前の住宅のうち耐震性を有するものの割合について、国や県の方針に合わせた結果耐震化率が向上したため、目標値との差は約１０％に縮まりました。

図表６－１ 令和３年度住宅の耐震化の現状

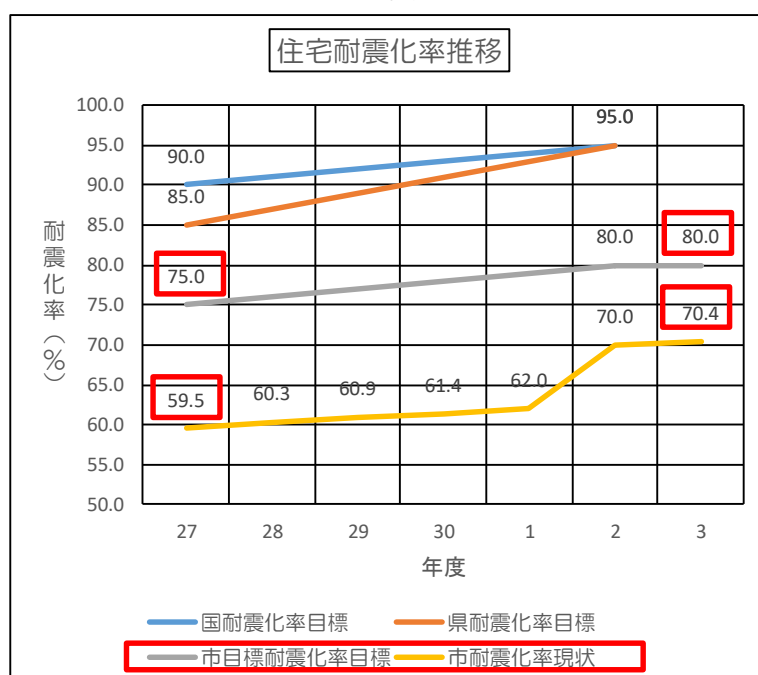
(戸)

区分	昭和56年5月末以前の住宅			昭和56年6月以降の住宅	住宅 (合計)	耐震性を有する住宅	耐震化率
	総数	耐震性有 ※	耐震性無				
木造戸建住宅	14,361	3,776	10,585	18,614	32,975	22,390	67.9%
木造戸建住宅以外（共同住宅含む）住宅	1,545	1,067	478	2,802	4,347	3,869	89.0%
住宅総数	15,906	4,843	11,063	21,416	37,322	26,259	70.4%

(出典) 渋川市固定資産税課税台帳(令和4年1月1日時点)

※ 昭和56年5月末以前の旧耐震住宅について耐震性有とする割合は、平成20年度、平成25年度、平成30年度の住宅・土地統計調査の耐震診断を実施した建物のうち耐震性があると判断された戸数の割合による推計値より算出しています。昭和56年5月末以前の住宅のうち、「木造の戸建住宅」の26.3%、共同住宅を含む「木造戸建住宅以外の住宅」の69.1%は、その推計値から耐震性があるとされています。

図表６－２ 住宅の耐震化率グラフ



(2) 多数の者が利用する民間建築物

多数の者が利用する民間建築物の令和3年度の目標は80%としていましたが、現状の耐震化率は約68%であり、目標を達成することはできませんでした。

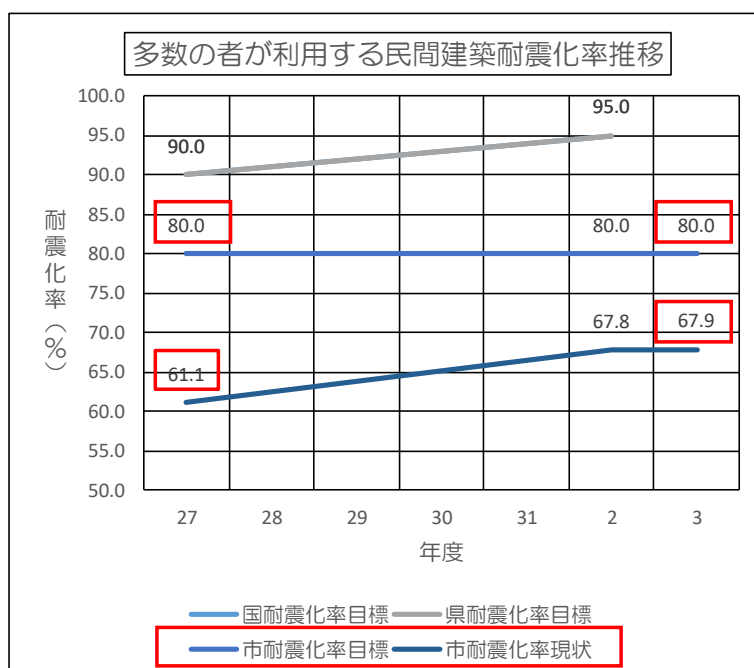
図表6-3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の現状

(棟)									
区分	用途	規模要件	昭和56年5月末以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 d	建築物(合計) e=a+d	耐震性を有する建築物 f=b+d	耐震化率(%) g=f/e
			総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c				
耐震改修促進法第14条第1号	学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校以外の学校）	階数3及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	1	1	1	100.0%
	病院、診療所	階数3及び床面積の合計1,000㎡	1	0	1	12	13	12	92.3%
	集会場、公会堂		1	0	1	2	3	2	66.7%
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		0	0	0	2	2	2	100.0%
	ホテル又は旅館		40	2	38	27	67	29	43.3%
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		13	3	10	10	23	13	56.5%
	事務所		5	1	4	10	15	11	73.3%
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	23	23	23	100.0%
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2及び床面積の合計500㎡	0	0	0	2	2	2	100.0%
	幼稚園又は保育所	階数2及び床面積の合計500㎡	0	0	0	2	2	2	100.0%
	博物館、美術館又は図書館	階数3及び床面積の合計1,000㎡	1	0	1	1	2	1	50.0%
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		1	0	1	3	4	3	75.0%
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		1	0	1	2	3	2	66.7%
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		2	0	2	21	23	21	91.3%
総数	65		6	59	119	184	125	67.9%	

(出典) 渋川市固定資産税課税台帳（令和4年1月1日時点）

(出典) 渋川市固定資産税課税台帳(令和4年1月1日時点)

図表6-4 多数の者が利用する民間建築物の耐震化率グラフ



(3) 多数の者が利用する市有建築物

多数の者が利用する市有建築物における令和3年度の耐震化率の目標は、100%としていましたが、現状の耐震化率は約93%です。

「渋川市民会館」は、平成26年度から耐震診断、耐震設計を行い、平成30年度から31年度の2力年に渡り耐震改修工事を行いました。

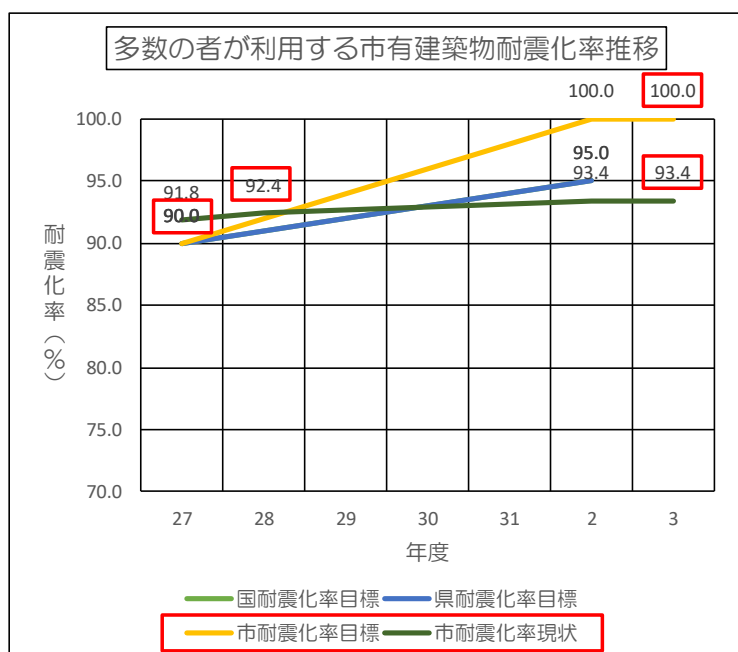
耐震性がない施設は残り5棟のみとなり、具体的な施設は、図表6-7に示すとおりです。

図表6-5 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の現状

(棟)									
区分	用途	規模要件	昭和56年5月末以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 d	建築物 (合計) e=a+d	耐震性を有する建築物 f=b+d	耐震化率 (%) g=f/e
			総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c				
耐震改修促進法第14条第1号	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校	階数2及び床面積の合計1,000㎡	28	28	0	18	46	46	100.0%
	体育館	階数1及び床面積の合計1,000㎡	2	0	2	4	6	4	66.7%
	映画館又は演芸場	階数3及び床面積の合計1,000㎡	1	1	0	0	1	1	100.0%
	集会場、公会堂		1	1	0	4	5	5	100.0%
	ホテル又は旅館		1	1	0	0	1	1	100.0%
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		4	4	0	5	9	9	100.0%
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	1	1	1	100.0%
	幼稚園又は保育所	階数2及び床面積の合計500㎡	1	0	1	1	2	1	50.0%
	博物館、美術館又は図書館	階数3及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	1	1	1	100.0%
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		2	0	2	2	4	2	50.0%
	総数		40	35	5	36	76	71	93.4%

(出典) 建築住宅課資料(令和4年1月1日時点)

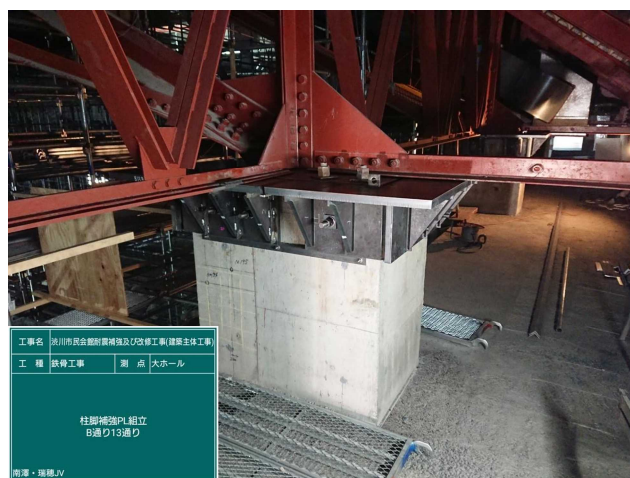
図表6-6 多数の者が利用する市有建築物の耐震化率グラフ



図表6－7 多数の者が利用する市有建築物の耐震性が無いとされる施設一覧

区分	用途	規模要件	施設名
法第14条第1号	体育館	階数1及び床面積の合計1,000㎡	渋川市市民体育館
			渋川市総合公園体育館
	幼稚園又は保育所	階数2及び床面積の合計500㎡	渋川市第五保育所
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3及び床面積の合計1,000㎡	渋川市役所本庁舎 子持行政センター

渋川市民会館耐震改修工事写真



工事名	渋川市民会館耐震補強及び改修工事(建築主体工事)		
工種	改修工事	測点	大ホール
柱脚補強PH組立 6通り13通り			
南澤・福穂JV			

7 耐震化を促進するための取組と実績

(1) 計画の事業内容

建築物等の耐震化を促進するためには、その所有者等の意識改革が必要不可欠です。市では、所有者が主体的に耐震化に取り組めるよう耐震改修等の支援制度や融資制度の情報提供、相談窓口の充実などの事業計画を実施しました。

図表7-1は、本計画策定時からの事業内容とその経緯について、図表7-2は、計画年度中における事業費をまとめたものです。

実績の主な事業として、木造住宅の耐震診断及び耐震改修の補助事業は、毎年広報、ホームページや回覧板などで広く募集をかけています。旅館ホテル耐震補強設計補助事業では、平成28年度から平成30年度の3年間で対象建築物すべての施設が終了しました。

図表7-1 計画の取組事業とその経過一覧表

年度	事業内容	備考
19	耐震改修促進計画策定	3月～
20	木造住宅耐震診断者派遣事業	10月1日～
21	木造住宅耐震改修補助事業	4月1日～
23	緊急輸送道路指定	
24	緊急輸送道路沿線建築物調査業務委託	
25	防災訓練住宅耐震化普及啓発 しづかわ出前講座「わが家の耐震診断」登録	11月～
26	旅館ホテル耐震診断補助事業	8月1日～
27	大規模商業施設耐震診断補助事業	4月1日～
28	旅館ホテル耐震補強設計補助事業	4月1日～
	旅館ホテル耐震改修補助事業	7月1日～
	木造住宅耐震診断者派遣事業一部改正	空家を補助対象に加えるもの
	木造住宅耐震改修補助事業一部改正	空家を補助対象に加えるもの
30	木造住宅耐震改修補助事業一部改正	耐震シールド、耐震ヘッドの追加
令和2	旅館ホテル耐震改修補助事業一部改正	建替え又は除却の追加

図表7-2 計画年度中の事業費一覧

年度	事業内容	実績 数値	個別補助事業費 (円)	年度補助事業費 (円)	国補助金(円)	県補助金(円)	備考
平成28	木造住宅耐震診断者派遣事業	8 件	247,200	65,101,200	32,549,000	16,212,000	実績なし
	木造住宅耐震改修補助事業	0 件	0				
	旅館ホテル耐震補強設計補助事業	1 件	6,975,000				
	旅館ホテル耐震改修補助事業	1 件	57,879,000				
29	木造住宅耐震診断者派遣事業	8 件	247,200	18,830,200	9,414,000	4,645,000	
	木造住宅耐震改修補助事業	1 件	600,000				
	旅館ホテル耐震補強設計補助事業	2 件	17,983,000				
30	木造住宅耐震診断者派遣事業	3 件	92,700	6,432,700	3,216,000	1,585,000	実績なし
	木造住宅耐震改修補助事業	0 件	0				
	旅館ホテル耐震補強設計補助事業	1 件	6,340,000				
令和元	木造住宅耐震診断者派遣事業	2 件	61,800	61,800	30,000	0	実績なし
	木造住宅耐震改修補助事業	0 件	0				
2	木造住宅耐震診断者派遣事業	3 件	94,500	94,500	47,000	0	実績なし
	木造住宅耐震改修補助事業	0 件	0				
3	木造住宅耐震診断者派遣事業	8 件	252,000	852,000	273,000	65,000	
	木造住宅耐震改修補助事業	1 件	600,000				
	合計		91,372,400	91,372,400	45,529,000	22,507,000	

（２）「周知・啓発」の取組

周知啓発の取組について、窓口でのパンフレットの配布や、県と連携した「しぶかわ出前講座」を開催しました。この講座は、県職員と市職員が地域住民の集会に出向き、地震に関する知識の講座や住宅の構造に詳しくない人でも行える簡易な耐震診断を通じて、自宅の耐震化に関する意識向上を図る内容となっています。

また、総合防災訓練へ参加し出展することにより、総合的な防災意識の向上を図るとともに、住宅の耐震に関心を持ってもらうため耐震相談窓口の設置しました。

さらに、令和２年度からは感染症対策により集団の啓発活動ではなく、確定申告会場に無人啓発ブースを設置し広く周知を行いました。また、個別の啓発活動として旧耐震の木造住宅所有者へ啓発チラシを配布しより重点的な啓発活動を行いました。

図表７－３ しぶかわ出前講座

開始日	平成25年4月1日			
名称	しぶかわ出前講座「わが家の耐震診断」			
目的	市民が居住する住宅の耐震化に関する意識の啓発を促し、耐震化の促進を図る。			
対象者	市民			
内容	住宅の簡易耐震診断に関する講座を通じて、住宅の耐震的な現状を知るとともに、耐震性がないと判断される場合は、地震への備えとして住宅の耐震化を促す。			
実績	年度	講座件数（件）	参加人数（人）	備考
	28	1	29	石原西地区
	29	1	14	三原田団地
	30	1	17	軽浜団地
	令和元年	0	0	感染症対策により中止
	2	0	0	//
	3	0	0	//
	合計	3	60	

図表７－４ 渋川市総合防災訓練

開始日	平成25年11月10日			
名称	渋川市総合防災訓練住宅耐震化啓発			
目的	渋川市総合防災訓練を通じて、防災意識の向上と住まいの耐震化について理解を深め、住宅の耐震化の促進を図る。			
対象者	市民			
場所	渋川市北橋総合グラウンド			
内容	総合防災訓練に出典を行い、住宅の耐震化に関する相談窓口の設置及び住宅の耐震化の促進について啓発活動を行う。			
実績	年度	相談件数（件）	パンフ配布（枚）	備考
	28	2	40	
	29	2	38	
	30	2	—	来場者多数
	令和元年	1	—	来場者320名以上
	2	0	0	訓練中止
	3	0	0	訓練中止
	合計	7	78	

図表 7-5 耐震化啓発ブース

開始日	令和2年度			
名称	耐震化啓発ブース設置			
目的	確定申告会場の一部にブースを設置し、幅広い層の建築物所有者に対し耐震化の促進を図る。			
対象者	市民			
場所	茨川市役所第二庁舎あじさいホール			
内容	無人ブースに耐震化促進のパンフレット等を掲示、配布し耐震化啓発の案内をする。			
実績	年度	相談件数（件）	パンフ配布（枚）	備考
	令和2年度	3	145	
	3	5	316	
	合計	8	461	

図表 7-6 旧耐震木造住宅所有者啓発チラシ通知

開始日	令和3年度			
名称	旧耐震木造住宅耐震啓発チラシ通知			
目的	旧耐震の木造住宅所有者へ耐震診断、耐震改修の促進を図る。			
対象者	旧耐震木造住宅所有者			
方法	個別に通知			
内容	過去の確認申請台帳から旧耐震木造住宅所有者に対して、啓発チラシを個別に郵送する。			
実績	年度	相談件数（件）	パンフ配布（枚）	備考
	3	12	330	耐震診断申込5件
	合計	12	330	



耐震啓発のぼり旗
【茨川市 建築住宅課】



耐震化啓発ブース
【確定申告会場】

(3)「耐震診断」支援の取組

旧耐震基準の木造住宅は耐震性が不足している可能性が高く、耐震改修の必要性を求める上で耐震診断の結果は重要な情報となります。市では、平成20年度から耐震診断の支援事業を開始し、旧耐震基準木造住宅の耐震化を啓発する手段のひとつとして活動に取り組んできました。

計画年度中における実績は、図表7-7に示すとおりです。令和3年度に実施した、旧耐震基準の木造住宅の所有者へ個別に啓発チラシを通知することで、所有者の意識が高まり診断実績が伸びたことから、今後もこの活動を継続していきます。

図表7-7 木造住宅耐震診断者派遣事業

制度創設	平成20年10月1日			
事業名	渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業			
要綱	渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱			
目的	耐震診断者を派遣し、木造住宅の一般耐震診断を行うことにより、地震に対する住宅の耐震性を把握し、もって耐震化の促進を図り、地震に強い安全なまちづくりを目指す。			
対象者	市民			
対象条件	①昭和56年5月末以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅 （住宅部分の床面積が2分の1以上のもの） ②市内に住所を有する個人が居住している住宅又は市内に居住しようとする個人が所有する住宅 ③階数が2階建以下の住宅（地階を除く） ④木造で在来軸組構法、伝統的構法による住宅 ⑤市税を滞納していないこと。			
制度内容	耐震診断者の派遣			
実績	年度	派遣件数（件）	事業費（円）	備考
	28	8	247,200	単価30,900円/戸
	29	8	247,200	//
	30	3	92,700	//
	令和元年	2	61,800	//
	2	3	94,500	単価31,500円/戸
	3	8	252,000	//
	合計	32	995,400	

(4)「耐震補強設計」支援の取組

平成 25 年改正の耐震改修促進法附則第 3 条に定められた「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物のうち、地震災害時に被災者の受け入れの役割を担う旅館ホテルは、一定の公共性が認められる建築物として、早急に耐震性を確保しなければなりません。

市では、県と連携し、平成 28 年度に旅館ホテル耐震補強設計補助事業を創設しました。

市内に該当する民間建築物は 4 棟あり、実施の経過は図表 7－8 のとおりであり、いずれも耐震補強設計の実施は終了しています。

図表 7－8 旅館ホテル耐震補強設計補助事業

制度創設	平成28年4月1日			
事業名	渋川市旅館ホテル耐震補強設計補助事業			
要綱	渋川市旅館ホテル耐震補強設計補助事業補助金交付要綱			
目的	耐震改修促進法附則3条により耐震診断の報告が義務付けられた旅館ホテルに対して、地震時の建物倒壊等による被害を軽減し、市民並びに観光客の安心と安全を確保するめ、耐震診断後の耐震補強設計に対する補助を行う。			
対象者	・旅館ホテルの所有者 ・県内に本店または主たる事務所があるもの			
対象建築物	以下のいずれにも該当する対象建築物の所有者 ①渋川市に所在するもの ②要緊急安全確認大規模建築物の旅館、ホテルであるもの ③耐震診断を実施した建築物で、診断の結果第三者判定機関により倒壊の危険性があると判定されたもの ④耐震補強設計が、第三者判定機関による補計画判定で地震に対して安全な構造となるもの			
制度内容	耐震補強設計費補助			
補助額	補助対象経費の2/3を限度			
その他	平成27年度は、債務負担行為設定のみ。補助制度は平成28年度創設			
実績	年度	申請件数（件）	補助事業費(円)	備考
	28	1	6,975,000	よろこびの宿しん喜
	29	2	17,983,000	伊香保グランド ホテル、森秋旅館
	30	1	6,340,000	ホテルきむら
	合計	4	31,298,000	事業終了

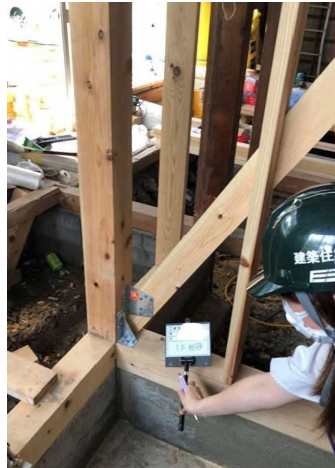
(5)「耐震改修」支援の取組

旧耐震基準の木造住宅において、耐震化率を向上させるためには、耐震診断後その診断結果をもとに耐震設計及び耐震改修をすることで、耐震基準を満たすこととなります。市では、平成21年度に木造住宅耐震改修補助事業を創設し、多額の費用がかかる改修費の補助を行ってきました。

計画年度中における実績は、図表7-9のとおりです。この補助制度は、平成30年度に一部要綱改正を行い、費用などの問題で耐震化が進まない状況を踏まえ、住宅の減災化を目的とした「耐震シェルター」や「耐震ベッド」の設置費用を補助するものです。しかし、図表7-10に示すように、創設以来実績はなく、今後もより一層の周知啓発をしていく予定です。

図表7-9 木造住宅耐震改修補助事業

制度創設	平成21年4月1日			
事業名	渋川市木造住宅耐震改修補助事業			
要綱	渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱			
目的	市民が安心して生活し、地震に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修工事を実施する住宅の所有者に補助金を交付し、安全な住宅の整備を図る。			
対象者	市民			
対象建築物	①昭和56年5月末以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの） ②市内に所有し、居住している又は居住しようとしていること。 ③階数が、2階建以下の住宅（地階を除く） ④木造で在来軸組構法、伝統的構法による住宅 ⑤市税を滞納していないこと。 ⑥補強設計及び工事監理が、一級、二級及び木造建築士で木造住宅の耐震診断と補強方法の講習を受講している者が行うもの ⑦木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された戸建住宅を、耐震改修後、1.0以上となるもの ⑧工事着手前であること			
制度内容	耐震改修工事費補助			
補助額 （平成21年4月1日～平成25年6月30日）	耐震改修工事に要した費用の3分の1以内の額、50万円を限度			
補助額 （平成25年7月1日～）	耐震改修工事に要した費用の2分の1以内の額、60万円を限度			
実績	年度	申請件数（件）	補助事業費(円)	備考
	28	0	0	
	29	1	600,000	
	30	0	0	
	令和元年	0	0	
	2	0	0	
	3	1	600,000	
	合計	2	1,200,000	



【木造住宅耐震改修工事における
軸組金物補強の検査の様子】

図表 7-10 耐震シェルター・耐震ベッド設置工事補助

制度創設	平成30年4月1日			
事業名	渋川市木造住宅耐震改修補助事業			
要綱	渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱			
目的	市民が安心して生活し、地震に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修工事を実施する住宅の所有者に補助金を交付し、安全な住宅の整備を図る。			
対象者	市民			
対象条件	①昭和56年5月末以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの） ②高齢者（65歳以上の人）のみ居住する、または障害者が同居する市内の住宅 ③階数が、2階建以下の住宅（地階を除く） ④木造で在来軸組構法、伝統的構法による住宅 ⑤市税を滞納していないこと ⑥木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅 ⑦耐震シェルターまたは耐震ベッドの機種は、市が認める機種から選択し設置するもの ⑧工事着手前であること			
制度内容	耐震診断者の派遣			
実績	年度	派遣件数（件）	補助事業費(円)	備考
	30	0	0	
	令和元年	0	0	
	2	0	0	
	3	0	0	
	合計	0	0	

要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物のうち、旅館ホテルの耐震性の確保は、観光客の安心、安全を保つほかに、公共の福祉に寄与する目的も担っています。市では、平成 28 年度に旅館ホテル耐震改修補助事業を創設し、耐震診断、耐震補強設計を実施した建築物において、耐震改修費の補助を行ってきました。

計画年度中における実績は、図表 7－1 1 のとおりとなり、未実施の対象建築物は残すところ 4 施設となりました。

大規模建築物の耐震改修は、多額の費用と工事期間の長期化が強いられ容易に進められるものではありません。市では、継続的に対象施設の意向調査を行うとともに、国及び県と連携して円滑に補助事業を遂行できる体制を整備していきます。

図表 7－1 1 旅館ホテル耐震改修補助事業

制度創設	平成28年7月1日			
事業名	渋川市旅館ホテル耐震改修補助事業			
要綱	渋川市旅館ホテル耐震改修補助事業補助金交付要綱			
目的	耐震改修促進法附則3条により耐震診断の報告が義務付けられた旅館ホテルに対して、地震時の安全性、耐震性の向上を図り、公共の福祉に寄与するため、耐震改修に対する補助を行う。			
対象者	・旅館ホテルの所有者 ・県内に本店または主たる事務所があるもの			
対象建築物	以下のいずれにも該当する対象建築物の所有者 ①渋川市に所在するもの ②要緊急安全確認大規模建築物の旅館、ホテルであるもの ③耐震診断を実施した建築物で、診断の結果第三者判定機関により倒壊の危険性があると判定されたもの ④耐震補強設計者が耐震補強設計を行い、第三者判定機関による補強計画判定で地震に対して安全な構造となると判定されたもの			
制度内容	耐震改修補助			
補助額	補助対象経費の23%を限度			
実績	年度	申請件数（件）	補助事業費(円)	備考
	28	1	57,879,000	ホテル天坊
	合計	1	57,879,000	

（６）他の事業と連携した取組

耐震化の促進には、耐震改修補助に併せて他の補助事業を活用したり、老朽化した建築物の解体補助を行うことで減災化に努めるなど、他の補助事業を併用することを推進しています。

居住している住宅の耐震改修では、老朽化した住宅設備や室内のリフォームを同時にする場合があります。こうした改修費用の軽減を図るため、市では「住宅リフォーム促進事業」の補助制度を併用することができますが、計画期間中は実績がありませんでした。

また、旧耐震基準の木造住宅は、老朽化すると共に所有者が亡くなり空き家となるケースも少なくありません。令和４年４月時点での市内の空き家は１,３９５戸あり、そのうち管理されていないものは約５４０戸とされています。このため、老朽化や放置された空き家について「空家活用等支援事業」により解体補助とリフォーム補助を平成２８年度から策定し、耐震化と減災化を図りました。耐震化のリフォーム補助の件数は１件、解体補助の件数は、計画期間中の６年間で２９４件あり、耐震化や減災化に繋がりました。

図表７－１２ 住宅リフォーム促進事業

制度創設	平成21年4月1日			
事業名	渋川市住宅リフォーム促進事業			
要綱	渋川市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱			
目的	市民の安全で安心な暮らしを確保し、良好な住生活環境、定住環境の形成や保全、土地の利活用を目的とし、空家の解体費に対する補助を行う。			
対象者	市民			
補助対象 条 件	①市内の個人住宅（併用住宅含む）に居住する者 ②賃貸住宅、給与住宅、別荘、売買目的でないもの ③市税を滞納していないこと ④市内の工業者に発注するもの ⑤工事着手前であること			
補助額	20万円以上のリフォームをする工事の10分の1とし、			
実施期間	平成23年4月1日～			
実績	年度	申請件数（件）	補助事業費(円)	耐震改修併用件数（件）
	28	115	9,421,000	0
	29	123	10,000,000	0
	30	123	9,995,000	0
	令和元年	225	19,800,000	0
	2	119	9,968,000	0
	3	113	9,926,000	0
	合計	818	69,110,000	0

図表 7-13 空家活用支援事業（空家リフォーム事業）

制度創設	平成28年4月1日			
事業名	渋川市空家活用等支援事業			
要綱	渋川市空家活用支援補助金交付要綱			
目的	市内の空家の利活用を図り、良好な市街地の形成と定住の促進を目的として、空家を住宅としてリフォームする費用に補助を行う。			
対象者	市民			
対象建築物	①空家の所有者、空家を取得して居住するためにリフォームする者 ②個人が所有する、1年以上空家であるもの ③マンション、長屋住宅、給与住宅等でないもの ④市税を滞納していないこと ⑤市内の工事業者に発注するもの ⑥工事着手前であること			
制度内容	リフォーム費補助			
補助額	20万円以上の空家のリフォームをする工事の10分の1とし、30万円を限度 以下のいずれかに該当する場合は20万円の加算あり ①市外からの転入者 ②若者夫婦世帯（夫婦いずれかが40歳未満の世帯） ③子育て世帯（15歳以下の子どもを扶養している世帯）			
実績	年度	申請件数（件）	補助事業費(円)	耐震改修併用件数（件）
	28	2	646,000	0
	29	3	911,000	0
	30	10	2,957,000	0
	令和元年	7	1,901,000	0
	2	5	1,024,000	0
	3	11	3,898,000	1
	合計	38	11,337,000	1

図表 7-14 空家解体支援事業

制度創設	平成28年4月1日			
事業名	渋川市空家活用等支援事業			
要綱	渋川市空家解体補助金交付要綱			
目的	市民の安全で安心な暮らしを確保し、良好な住生活環境、定住環境の形成や保全、土地の利活用を目的とし、空家の解体費に対する補助を行う。			
対象者	市民			
対象建築物	①空家の所有者、相続人、同意された者 ②個人が所有する、1年以上空家であるもの ③空家に所有権以外の権利がないもの ④公共事業による解体でないもの ⑤市税を滞納していないこと ⑥市内の工事業者に発注するもの ⑦工事着手前であること			
制度内容	解体費補助			
補助額	20万円以上の空家の全部を解体する工事（敷地内の附属建物等含む）の10分の1とし、20万円を限度 以下のいずれかに該当する場合は10万円の加算あり ①昭和56年5月末以前に建築された建物 ②緊急輸送道路沿道の建物 ③1年以内に購入した建物 ④接道状況の悪い敷地にある建物			
実績	年度	申請件数（件）	補助事業費(円)	旧耐震基準件数（件）
	28	49	11,715,000	47
	29	54	12,581,000	50
	30	47	11,633,000	46
	令和元年	68	17,154,000	67
	2	50	12,015,000	47
	3	38	9,402,000	37
	合計	306	74,500,000	294

（7）地震発生時に通行を確保すべき道路に関する取組

地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「緊急輸送道路」という。）は、地震時の建築物の倒壊によって、緊急車両の通行や住民の避難、物資の輸送が妨げられないよう沿道建築物の耐震化を優先的に図る必要があります。

平成20年度に県で指定した緊急輸送道路に、主要な市道を加え平成23年度に「渋川市緊急輸送道路」の指定（図表7-15、図表7-16）を行い、沿道建築物の調査を行いました。その後、県では平成30年3月に大幅な見直しを行ったため、県に倣い「渋川市緊急輸送道路」（図表7-17、図表7-18）を変更し第2期計画の一部改定をしました。

このため、第2期計画策定時に耐震化が必要な建築物棟数は135棟ありましたが、改定後図表7-18に示す「耐震診断義務付け道路」と指定された関越自動車道と国道17号の沿道には該当建築物はありませんでした。

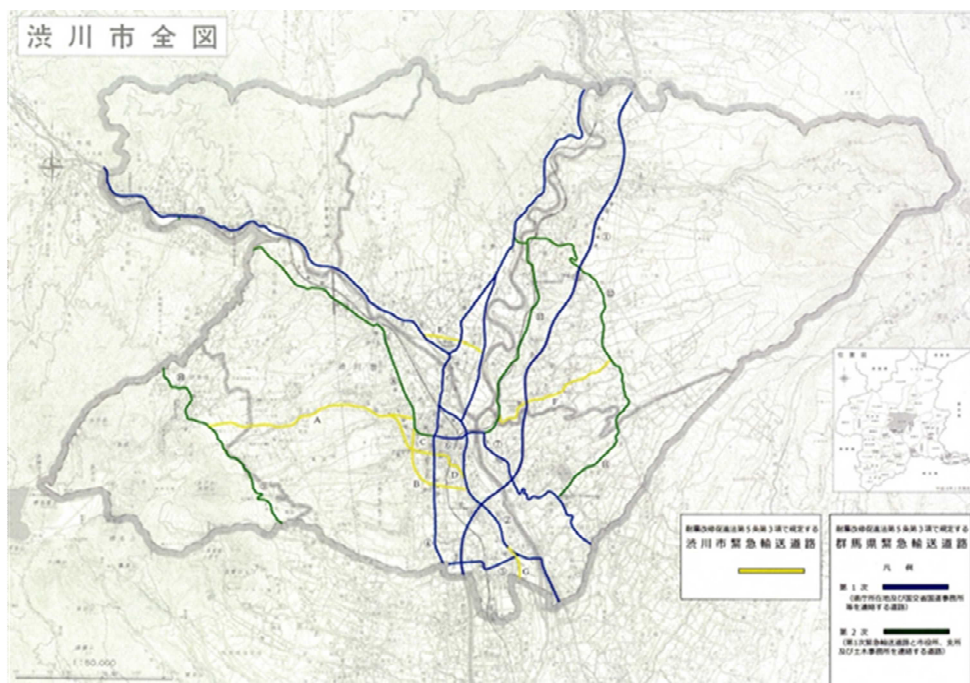
今後は、「耐震化努力義務道路」に指定された沿道の対象建築物において調査を行い耐震化を促進していきます。

図表7-15 平成23年度 緊急輸送道路路線一覧

	番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (Km)
第1次緊急輸送 道路 (群馬県)	①	関越自動車道	市内全線	30.0	16.0
	②	国道17号	市内全線(鯉沢バイパス含む)	30.0	17.5
	③	国道353号	鯉沢交差点～中之条町	10.0～16.0	12.5
	④	(主)高崎渋川線	市内全線	8.0～20.0	5.0
	⑤	(主)高崎安中渋川線	半田交差点～吉岡町	8.0	2.5
	⑥	(主)渋川松井田線	四ツ角交差点～下郷交差点	10.0	1.5
		国道353号	下郷交差点～大正橋交差点		
	⑦	(主)渋川大胡線	市内全線	8.0～15.0	6.0
路線数計		7	第1次緊急輸送道路	計	61.0
第2次緊急輸送 道路 (群馬県)	⑧	(主)渋川松井田線	四ツ角交差点～国土交通省前交差点	16.0～28.0	8.5
		(主)渋川東吾妻線	市内全線		
	⑨	(主)前橋伊香保線	市内全線	10.0	4.5
	⑩	(主)渋川松井田線	ピジターセンター前交差点～(一)伊香保 村上線起点	8.0	2.0
		(一)伊香保村上線	市内全線		
	⑪	国道353号	上南室交差点～溝呂木交差点	10.0	3.0
		(一)持柏木寄居線	真壁交差点～上南室交差点		
	⑫	(主)大間々上白井線	溝呂木交差点～伊熊交差点	12.0	9.0
	⑬	国道353号	大正橋交差点～樽交差点	12.0	6.0
		(主)下久屋渋川線	樽交差点～市道5-6072号線起点		
		市道5-6072号線	市内全線		
		市道5-5敷島宮田線	市道5-6072号線終点～市道5-5敷 島宮田線起点		
路線数計		6	第2次緊急輸送道路	計	33.0
渋川市緊急輸 送道路	A	(主)渋川松井田線	国土交通省前交差点～ピジターセンター前 交差点	10.0	6.0
	B	(主)渋川東吾妻線	中村交差点～平沢新橋	16.0～28.0	3.0
	C	市道駅前通線	渋川駅～入沢交差点	22.0	2.5
	D	市道中村新町線	渋川駅～中村三差路交差点	12.0	1.0
	E	国道353号バイパス	白井上宿交差点～長尾小学校南交差点	30.0	1.8
	F	国道353号	樽交差点～溝呂木交差点	10.0～16.0	4.0
	G	国道17号 (前橋渋川バイパス)	市内全線	30.0	0.8
路線数計		7	渋川市指定	計	19.1
路線数合計		20	第1次+第2次+渋川市	合計	113.1

(主)：主要地方道 (一)：一般県道

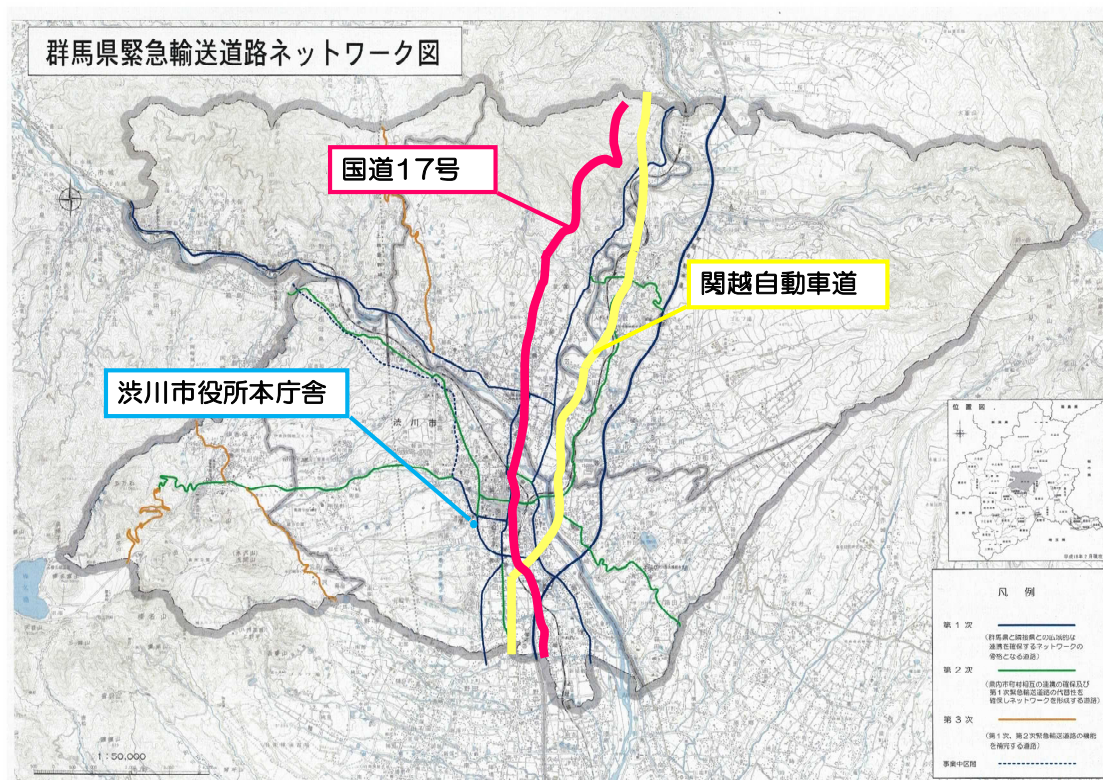
図表7-16 平成23年度 緊急輸送道路図



図表 7-17 平成 30 年度改定 渋川市緊急輸送道路路線一覧
市内の耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路一覧

種類	路線名	耐震診断義務付け道路（○） 耐震化努力義務道路（△）の指定
第 1 次緊急輸送道路 （群馬県）	関越自動車道	○
	国道 17 号	○
	国道 353 号	△
	（主）高崎渋川線	△
	（主）渋川東吾妻線	△
	（市）駅前通り線	△
第 2 次緊急輸送道路 （群馬県）	（主）渋川東吾妻線	△
	国道 291 号	△
	（主）渋川松井田線	△
	（主）渋川大胡線	△
	（主）大間々上白井線	△
	（一）下久屋渋川線	△
	（市）行幸田小倉線	△
第 3 次緊急輸送道路 （群馬県）	（主）下新田線	△
	（主）前橋伊香保線	△
	（一）伊香保小野上線	△
	（主）渋川松井田線	△

図表 7-18 平成 30 年度改定 渋川市緊急輸送道路図
市内の耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路



耐震化努力義務道路

耐震診断義務付け道路以外の
群馬県が指定する緊急輸送道路

耐震診断義務付け道路

関越自動車道

国道 17 号

(8) 総合的な安全対策に関する取組

第2期計画では、住宅や建築物の構造に対する耐震性だけでなく、それらに附属する耐震性についても安全対策に取り組みました。

平成30年の大阪府北部地震では、地震対策が不十分であったブロック塀の倒壊により被害が発生したことから、市では危険ブロック塀の撤去及び改修費の補助を行うため、平成29年10月から平成31年度までの期間「危険ブロック塀等対策事業」を創設しました。その実績は、図表7-19に示すとおりです。ブロック塀等の倒壊は、死傷者の被害が起こるだけでなく、道路を塞ぎ、避難や救助、救命活動の妨げとなることから、補助事業が終了してからも、国のパンフレット等を活用し、塀等の安全対策や安全な設置方法の普及、啓発を継続して行っています。また、市有施設の道路に面するブロック塀等については、全ての施設において危険な箇所の撤去または改修をしました。

図表7-19 危険ブロック塀等対策事業

制度創設	平成30年10月1日				
事業名	危険ブロック塀等緊急対策事業				
要綱	渋川市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱				
目的	市内の道路に面する危険なブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止するため、その所有者等が行うブロック塀等の除却または改修費用に対し補助を交付する。				
対象者	市民				
対象建築物	①塀等の所有者または相続人、それらの人から同意を得た人 ②道路面からの高さ1.0m以上、長さ5.0m以上のブロック塀等で、ひび割れ、破損、傾斜等があるもの ③建築基準法に適合しないもの ④市内の工業者に発注するもの ⑤市税を滞納していないこと ⑥工事着手前であること ⑦改修後の条件 ・道路に沿って高さ1.2m以下、長さ5.0m以上のブロック塀またはフェンスを組み込んだブロック塀を造るもの。 ・道路に沿って長さ5.0m以上のフェンス、または生け垣を造るもの。				
制度内容	解体費及び改修費補助				
補助額	・除却補助 除却費用の1/2、限度額5万円 ・改修補助 改修費用の1/2、限度額10万円				
実績	年度	申請件数(件)	補助事業費(円)	解体(件)	改修(件)
	30	28	2,565,000	28	13
	令和元年	30	3,289,000	29	21
	2	33	4,200,000	31	27
	合計	91	10,054,000	88	61

建築物の非構造部材について、窓ガラス、天井などの落下防止対策やエレベーターの閉じ込め防止対策、家具等の転倒防止対策を、利用者や所有者へパンフレットを配布することにより普及啓発活動を行いました。

また、土砂災害から市民の生命を守るために、県は災害区域を指定し、市は県と連携して土砂災害防止法に基づく規制・勧告、支援策や窓口指導などに取り組みました。さらに、南海トラフ巨大地震による長周期地震動に関する報告書（平成 27 年 12 月）を踏まえ、災害時の注意点や対策について、「しぶかわ出前講座」や「耐震化啓発ブース」により周知啓発や情報提供に努めました。



しぶかわ出前講座の様子
【平成 30 年度 前原団地】



渋川市総合防災訓練の様子
【平成 30 年度】

8 耐震改修を促進するための指導や命令等について

（１）耐震改修促進法に基づく耐震診断、耐震改修の指導・助言の実施

耐震改修促進法に基づき、すべての既存耐震不適格建築物の所有者に対して、その建築物の耐震診断、耐震改修を実施することに関する必要な指導や助言（耐震改修促進法第16条）を行うことができますとしています。また、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しても、同様に耐震診断、耐震改修の指導や助言ができるとし、それが行われていない場合は、指示や公表（耐震改修促進法第15条第2項）を行うとしています。さらに、「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁である県に診断結果を報告させ、結果の公表（耐震改修促進法第7条）を行います。（図表8－1 耐震改修促進法による耐震診断及び耐震改修の指示等の対象建築物）

計画期間中に耐震改修促進法第15条、第16条に基づく市内の建築物の指導、助言をした実績はありませんでした。

また、耐震改修促進法第7条に基づく該当建築物の診断結果については、図表8－2に示すとおり県のホームページで公表されています。

図表8－1 耐震改修促進法による耐震診断及び耐震改修の指示等の対象建築物

項目	対象建築物
指導・助言 （耐震改修促進法第16条）	■すべての既存耐震不適格建築物
指示・公表 （耐震改修促進法第15条第2項）	■多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの ■都道府県又は市が指定する避難路沿道建築物 ■一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの ※指示を受けた所有者が正当な理由なく、その指示に従わなかった場合、公表の対象となる。（耐震改修促進法第15条第3項）
耐震診断義務付け・結果の公表 （耐震改修促進法第7条）	■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条） ・病院、店舗、旅館等の多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの ■要安全確認計画記載建築物 ・県又は市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建築物に附属するブロック塀等を対象に含む） ・県又は市が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

図表８－２ 耐震改修促進法第７条に基づく該当建築物の診断結果

■要安全確認計画記載建築物の公表内容

【用途：災害対策本部を設置する庁舎等】（令和２年３月３１日時点）

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修の予定		備考１ （耐震診断に係る補足）	備考２ （耐震改修に係る補足）
						内容	実施時期		
1	茨川市役所本庁舎	茨川市石原80番地	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s/I_{so}=0.42$ $C_{tu} \cdot SD=0.31$	建替え	令和10年4月～ 令和13年3月		

■要緊急安全確認大規模建築物の公表内容

【用途：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校】

（令和４年６月３０日時点）

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修の予定		備考1 （耐震診断に係る補足）	備考2 （耐震改修に係る補足）
						内容	実施時期		
1	茨川市立伊香保小学校 （普通教室棟）	茨川市伊香保町伊香保322番地1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s/I_{so}=1.33$ $C_{tu} \cdot SD=0.39$	—	—		
2	茨川市立北橋中学校 （校舎棟）	茨川市北橋町真壁46番地	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s/I_{so}=1.30$ $C_{tu} \cdot SD=0.80$	—	—		耐震改修済 平成19年3月完了
3	茨川市立子持中学校 （校舎棟）	茨川市中郷2258番地3	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s/I_{so}=1.21$ $C_{tu} \cdot SD=0.77$	—	—	本体棟部分	耐震改修済 平成23年1月完了
					$I_s/I_{so}=1.18$ $C_{tu} \cdot SD=0.74$			西便所棟及び塔屋棟部分	
					$I_s/I_{so}=1.40$ $C_{tu} \cdot SD=0.88$			東便所棟及び塔屋棟部分	
4	茨川市立茨川北中学校 （校舎棟）	茨川市金井1044番地	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s/I_{so}=1.18$ $C_{tu} \cdot SD=0.77$			北ゾーン	耐震改修済 平成28年2月完了
					$I_s/I_{so}=1.23$ $C_{tu} \cdot SD=0.70$			西ゾーン	
5	茨川市立茨川中学校								
	北校舎棟	茨川市茨川2555番地2	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s/I_{so}=1.20$ $C_{tu} \cdot SD=0.73$	—	—	（北校舎） 地上1階から4階部分	耐震改修済 平成26年12月完了
					$I_s/I_{so}=1.56$ $C_{tu} \cdot SD=0.47$			（北校舎） 塔屋棟部分	
	南校舎棟				$I_s/I_{so}=1.20$ $C_{tu} \cdot SD=0.68$			（南校舎） 教室棟ゾーン	
					$I_s/I_{so}=1.91$ $C_{tu} \cdot SD=0.94$			（南校舎） トイレ棟ゾーン	
	昇降口棟				$I_s/I_{so}=1.28$ $C_{tu} \cdot SD=0.77$			昇降口棟	
渡り廊下棟	$I_s/I_{so}=2.21$ $C_{tu} \cdot SD=0.55$	渡り廊下棟							
6	茨川市立橋小学校 （校舎棟）	茨川市北橋町真壁524番地	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s/I_{so}=1.25$ $C_{tu} \cdot SD=0.53$	—	—		
7	茨川市立長尾小学校 （普通教室棟）	茨川市北牧85番地	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s/I_{so}=1.35$ $C_{tu} \cdot SD=0.82$	—	—		耐震改修済 平成28年2月完了

【用途：劇場、観覧場、映画館、演芸場】（令和４年６月３０日時点）

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修の予定		備考１ （耐震診断に係る補足）	備考２ （耐震改修に係る補足）
						内容	実施時期		
1	茨川市民会館	茨川市茨川2795番地	劇場	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s/I_{so}=1.02$ $C_{tu} \cdot SD=0.64$			地上1階4階部分	耐震改修済 令和2年2月完了
				一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	$I_s/I_{so}=1.60$ －			塔屋階部分	

【用途：ホテル、旅館】（令和4年6月30日時点）

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修の予定		備考1 （耐震診断に係る補足）	備考2 （耐震改修に係る補足）
						内容	実施時期		
1	伊香保グランドホテル								
	1号棟	茨川市伊香保町伊香保550	旅館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s / I_{so} = 0.06$ $C_{tu} \cdot SD = 0.04$	耐震改修	未定	・地上4階から7階及び塔屋階部分	耐震補強設計済
				一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2009年版）（鉄骨が非充填材の場合）	$I_s / I_{so} = 0.10$ $C_{tu} \cdot SD = 0.07$			・地下1階及び地上1階から3階部分 ・鉄筋コンクリート造との混構造のため、鉄骨鉄筋コンクリート造の $C_{tu} \cdot S_o$ の基準値 $0.28Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$ を $0.3Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$ として判定している。	
	2号棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s / I_{so} = 0.18$ $C_{tu} \cdot SD = 0.23$	耐震改修	未定	・地上3階から8階部分	
				一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2009年版）（鉄骨が非充填材の場合）	$I_s / I_{so} = 0.20$ $C_{tu} \cdot SD = 0.26$			・地下1階及び地上1階から2階部分 ・鉄筋コンクリート造との混構造のため、鉄骨鉄筋コンクリート造の $C_{tu} \cdot S_o$ の基準値 $0.25Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$ を $0.3Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$ として判定している。	
	客室棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s / I_{so} = 0.55$ $C_{tu} \cdot SD = 0.42$	耐震改修	未定	・地上4階から7階部分	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2009年版）（鉄骨が非充填材の場合）				$I_s / I_{so} = 0.73$ $C_{tu} \cdot SD = 0.62$	・地下1階及び地上1階から3階部分 ・鉄筋コンクリート造との混構造のため、鉄骨鉄筋コンクリート造の $C_{tu} \cdot S_o$ の基準値 $0.25Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$ を $0.3Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$ として判定している。				
2	ホテルきむら								
	高砂棟 （4階建部分）	茨川市伊香保町伊香保557-28、-31、-32、-33、-48、588-16、-17	旅館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s / I_{so} = 1.16$ $C_{tu} \cdot SD = 0.72$	未定	未定	・地下1階及び地上1階から3階部分	耐震補強設計済
				一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）	$I_s = 0.13$ $q = 0.51$			・地上4階部分	
	高砂棟 （6階建部分）			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）	$I_s = 0.14$ $q = 0.57$				
	ロイヤル棟 （7階建部分）			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s / I_{so} = 0.51$ $C_{tu} \cdot SD = 0.32$			・地上1階から6階部分	
	ロイヤル棟 （2階建部分）			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）	$I_s = 0.13$ $q = 0.49$			・地上7階部分	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）				$I_s = 0.30$ $q = 1.19$					
3	ホテル天坊								
	A棟	茨川市伊香保町伊香保396-20	旅館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s / I_{so} = 1.01$ $C_{tu} \cdot SD = 0.55$	—	—	・地上3階から7階及び塔屋階部分	耐震補改修済 平成28年3月完了
				一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2009年版）（鉄骨が充填材の場合）	$I_s / I_{so} = 1.00$ $C_{tu} \cdot SD = 0.48$			・地下1階及び地上1階から2階部分	
	A'棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s / I_{so} = 1.01$ $C_{tu} \cdot SD = 0.43$				耐震補改修済 平成28年3月完了
	B棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s / I_{so} = 1.00$ $C_{tu} \cdot SD = 0.61$				耐震補改修済 平成27年6月完了
	C棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	$I_s / I_{so} = 1.00$ $C_{tu} \cdot SD = 0.61$			・地上5階から9階及び塔屋階部分	耐震補改修済 平成29年3月完了
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2009年版）（鉄骨が充填材の場合）				$I_s / I_{so} = 1.11$ $C_{tu} \cdot SD = 0.32$	・地上1階から4階部分				

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
4	森秋旅館								
	本館	茨川市伊香保町伊香保60	旅館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.06$ $C_{tu} \cdot SD=0.18$	耐震改修	未定	・対象建築物が真大に位置するため、地盤指標 $G=1.2$ としている。 ・地上1階から4階部分及び地上5階の一部 ・対象建築物が真大に位置するため、地盤指標 $G=1.2$ としている。 ・地上5階の一部(鉄骨造部分) ・対象建築物が真大に位置するため、基準値を1.2倍の $I_s=0.72$ 、 $q=1.20$ としている。 ・対象建築物が真大に位置するため、地盤指標 $G=1.2$ としている。	耐震補強設計済
	新館			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.36$ $C_{tu} \cdot SD=0.14$				
	第一別館			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s=0.22$ $q=0.89$				
	第二別館			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.18$ $C_{tu} \cdot SD=0.17$				
	浴場棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.08$ $C_{tu} \cdot SD=0.20$				
					$I_s/I_{so}=0.33$ $C_{tu} \cdot SD=0.14$				
5	よろこびの舎 しん喜								
	東棟	茨川市伊香保町伊香保557-34、-35、-49	旅館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.05$ $C_{tu} \cdot SD=0.11$	耐震改修	未定		耐震補強設計済
	西北棟				$I_s/I_{so}=0.50$ $C_{tu} \cdot SD=0.31$				
	西南棟				$I_s/I_{so}=0.33$ $C_{tu} \cdot SD=0.15$				

【用途：危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】（令和4年6月30日時点）

NO.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
1	大同特殊鋼株式会社 茨川工場 調質工場	茨川市石原500番地	危険物の貯蔵場	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s=0.61$ $q=1.12$	—			耐震改修済 平成28年10月完了

■附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}<0.50$ 又は $C_{tu} \cdot SD<0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot SD$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}<0.50$ 又は $C_{tu} \cdot SD<0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_{tu} \cdot SD \leq 1.25$ 1.25< $C_t \cdot SD$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_s/I_{so}$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s<0.3$ 又は $q<0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_s/I_{so}$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充填剤の場合 $I_s/I_{so}<0.50$ 又は $C_{tu} \cdot SD<0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot SD$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリートの耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充填剤の場合 $I_s/I_{so}<0.50$ 又は $C_{tu} \cdot SD<0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot SD$

I：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
 II：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
 III：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
 ※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

9 今後の課題

(1) 住宅

市内の木造戸建て住宅について、令和3年度の耐震化率は約70.3%となりましたが、10,585戸は耐震性が無い住宅と推定されています。第2期計画期間中における木造住宅耐震診断者派遣事業で診断を行った件数は31件ですが、そのうち木造住宅耐震改修補助事業を活用した件数は4件と少ないものでした。木造住宅耐震診断者派遣事業の結果、大半の住宅が耐震性が不足していると判定されていますが、耐震性が不足すると判定された件数に対する耐震改修補助件数の割合は約12.9%であり、耐震改修にほとんどつながっていません。また、減災化につながる耐震シェルター等の設置件数は、平成30年度に制定して以来実績がないのが現状です。

しかし、平成28年度から開始した空家解体補助事業では、年間平均約51棟、6年間で306棟の旧耐震住宅等を解体したことにより、市内の全体的な減災化へとつなげることができました。

県では、令和2年度に県内全域で旧耐震基準の住宅所有者に対し「耐震化に関する所有者アンケート」の調査を行い、その結果を群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）において結果をまとめています。そこから、耐震改修へつながらない要因について、住宅所有者の多くは高齢者世帯であり経済的な負担が厳しいという現実があります。また、住宅所有者の多くが、自宅の耐震化に関する正しい知識や情報が行き届いていないという課題が浮き彫りになってきました。さらに、年収の低い世帯では、改修補助額を引き上げ、所有者の費用負担を軽減することが重要な課題です。

耐震改修工事は、従来の改修に加え比較的安価になる簡易改修の工法も選択できるようになり、今後は県で開催する事業者講習会の普及を市でも周知していき、住宅所有者がより良い選択をできるよう支援していくことが課題となります。

これらの結果を踏まえ、市では課題の一つひとつに取り組むため、住宅所有者への直接的な働きかけを行い、減災化も重要な施策の一つとしてより力を入れて取り組み、市民の安全な暮らしを守るための耐震化を図っていきます。

(2) 多数の者が利用する民間建築物

多数の者が利用する民間建築物は、令和4年1月1日時点の耐震化率は約67.9%であり、59棟の建築物が耐震性が無いとされています。そのうち38棟は「ホテル又は旅館」に該当し、耐震性が無い建築物の約半数以上を占めています。伊香保温泉という古くから栄える観光地では、ホテルや旅館の全体棟数（66棟）に対する旧耐震建築物（40棟）の割合は約60%を占めており、そのうち2棟のみが耐震改修をしている現状です。

ホテルや旅館の耐震改修へつながらない要因は、県のアンケートによると、回

答の半数以上が耐震改修に対して工事資金の不足や補強後の営業への悪影響という結果が出ています。

その他の用途の建築物においても同様に、耐震改修について工事費用の不安に加え、必要な工事期間、営業面や生活面に関する不安が多く挙げられ、それらの不安に対する情報提供や公的支援が重要な課題となります。さらに、誤った知識で、耐震診断の必要性を把握していないことも調査結果で明らかとなったことから、正しい知識を普及させることも課題となっています。

（３）多数の者が利用する市有建築物

多数の者が利用する市有建築物は、第２期計画期間中に「渋川市民会館」の耐震改修工事が終了し、令和４年１月１日時点の耐震化率は約９３％、耐震性が無いとされる施設は残り５棟となりました。具体的には、「渋川市市民体育館」「渋川市総合公園体育館」「渋川市第五保育所」「渋川市役所本庁舎」「子持行政センター」が該当施設です。

特に、「渋川市役所本庁舎」においては、耐震改修促進法第７条に規定する「防災拠点である建築物」として「耐震診断義務付け対象建築物」に位置付けられ、大規模な地震発生時の災害応急対策に必要な施設として重要な役割を果たすため、早急に耐震化を図らなければならない施設のひとつとなっています。この本庁舎は、過去に増築したため一部旧耐震となる部分が残っていますが、耐震性を有する部分を活かし防災機能が確実に発揮できる対策をしていくことが喫緊の課題です。

また、本庁舎及び第二庁舎を合併する「新庁舎整備基本方針」が掲げられ、将来的に分庁舎制を廃止し新庁舎建設の検討も同時に進めていく必要があります。

その他の施設においても、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の防災拠点としての機能確保の観点から、改修や解体を視野に入れた計画を速やかに進めていくことが重要な課題です。

10 まとめ

渋川市では、平成 20 年度に第 1 期計画として「渋川市耐震改修促進計画」を策定し、市内の建築物に対する耐震化を促進してきましたが、14 年経過した現在においても策定当初の耐震化の目標をすべて達成できませんでした。

しかし、減災化の取組の一貫として、平成 28 年度から開始した空家の解体補助件数は増加傾向にあり、必ずしも耐震化が進んでいないわけではありません。また、市内の安全対策に関する取組では、建築物に附属するブロック塀等の耐震化も補助制度を制定し安全対策を行いました。

木造住宅については、周知、啓発活動として、広報や回覧板、ホームページによる案内のほか、確定申告会場にて耐震啓発ブースの設置や、旧耐震住宅の所有者へ直接ダイレクトメールを送付したことにより、自宅の耐震への意識改革が少しずつ浸透し耐震診断の件数が増加する傾向となりました。旧耐震住宅の診断結果は、耐震性が不十分のものが大半ですが、将来的に耐震性が無い危険な状態のまま放置されてしまわないように、今後も建物所有者への直接的な働きかけを行い耐震改修や減災化へとつなげていく必要があります。

多数の者が利用する民間建築物においては、「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物で、災害時に一定の公共性が必要とされる旅館ホテルの耐震性が重要となりますが、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて対象となる 4 施設は全て耐震補強設計を実施しました。次のステップとなる大規模建築物の耐震改修は、莫大な費用と長期にわたる工事期間がかかりますが、公的支援を最大限活用し費用負担の軽減を行い、官民の連携を図りながら耐震化の実現に向けて一つひとつ問題を解決させていかなければいけません。

また、多数の者が利用する市有建築物では、対象施設 6 棟うち「渋川市民会館」において平成 26 年度から平成 31 年度にかけて耐震診断、設計、改修工事を行いました。残る 5 棟においても優先度の高い施設から早急に進めていかなければなりません。その中でも、本庁舎は、「防災拠点」として位置付けられ災害時に防災関係者、避難者などが多く集まる施設であり、災害時の拠点施設としての機能を確保するため、早急に耐震化を図る課題が残されています。

このように、第 2 期計画での実績は、掲げた目標値には至りませんでした。高い目標を掲げることで得られた成果があったことも事実です。いつ起こるかもしれない地震災害に、想定できる被害を正確に伝え、災害に備える知恵を身につける機会を与え続けることが行政の重要な役割です。第 3 期計画においても、過去に踏襲することなく一歩先を見据えた耐震化の促進をし、市民の身体、生命、財産の保護と都市機能の維持を図ることに努めていきます。

—第2期渋川市耐震改修促進計画実績報告書—
令和4年8月

編集 渋川市建設交通部建築住宅課
住所 〒377-8501
渋川市石原 80 番地
TEL 0279-22-2111（代表）
URL <http://cms.city.shibukawa.lg.jp>